

ベビー飲料自主規格

第Ⅱ版

平成30年1月

日本ベビーフード協議会

ベビー飲料自主規格第Ⅱ版発行にあたって

ベビー飲料自主規格は、飲料製品市場が伸長を続ける平成20年に使用目的の明確化や製品の安全性確保を目的に制定されました。その後10年経過する中で社会情勢が大きく変化し、食の安全・安心への関心も飛躍的に高まっていることから、規格の内容を見直し第Ⅱ版として発行することといたしました。

今回の改訂は、昨年発行した「ベビーフード自主規格(第V版)」と同様に残留農薬基準に対する取り扱いを変更しました。前版では検出頻度が比較的高い農薬を重要監視農薬に定め重点的に管理してまいりましたが、新規農薬の開発・販売や国内での農薬使用に対する環境の変化、食のグローバル化などを受けて、すべての農薬を網羅的に管理することにしました。

食品添加物に関しては、従来は原則として使用可能添加物リストを非公開として取り扱ってきましたが、特に食品添加物への関心が高いことから、日本ベビーフード協議会のホームページで公開することとしました。あわせて追加等見直しする際には最新の科学的知見や国内外の規制情報等を基に行うようルール化し、さらなる安全性の向上を図りました。

このほか製品中の残留放射性物質の基準値設定や食品表示基準の制定による表示内容の変更、製品試験法への最新公的手法の導入など、各種の法規制等に対応いたしました。

日本ベビーフード協議会では規格の制定・運用を通して、赤ちゃんに安心してあげられるベビー飲料製品を社会に供給するよう努力してまいりますので、今後ともベビー飲料をご愛顧頂きますようお願い申しあげます。

平成30年1月25日

日本ベビーフード協議会

会長 竹村茂樹

目 次

I. ベビー飲料の製品規格	1
1. 適用の範囲	1
2. 定 義	1
3. 品 質	1
4. 賞味期間	2
5. 衛 生	2
6. 原 料	3
7. 食品添加物	4
II. ベビー飲料の製品試験法	5
1. 栄養成分等の分析方法	5
2. 微生物の試験方法	5
3. 重金属等の試験方法	6
4. 残留農薬の試験方法	6
5. 動物用医薬品の試験方法	6
6. 硝酸態窒素の試験方法	6
7. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法	6
8. 放射性物質の試験方法	6
9. かび毒(マイコトキシン)の試験方法	6
III. ベビー飲料容器包装の品質規格	7
1. ガラス製容器	7
2. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装	7
3. 紙容器包装	7
4. 合成樹脂製ラミネート容器包装	8
5. アルミニウム製キャップ	8
6. 合成樹脂製キャップ	9
7. 各容器包装の強度	9
IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準	10
1. 目 的	10
2. 適用の範囲	10
3. 必要な表示事項	10
4. 不当表示、不当広告の禁止	12
5. 商品名の表示基準	12

I. ベビー飲料の製品規格

1. 適用の範囲

この規格は、「ベビー飲料」と表示して販売に供するすべての食品に適用する。

2. 定義

- 2—1 この規格において「ベビー飲料」とは、乳児および幼児の水分補給、栄養補給および離乳を補助する目的で製造された食品をいう。ただし調製粉乳(調乳用の水を含む)は除く。
- 2—2 この規格において「イオン飲料」とは、乳児および幼児の水分および電解質補給を主たる目的としたものをいう。
- 2—3 この規格において「果実・野菜飲料」とは、電解質補給を主たる目的とせず、果実、野菜もしくはこれらの搾汁液を50%以上配合したものをいう。
- 2—4 この規格において「その他の飲料」とは、「イオン飲料」および「果実・野菜飲料」を除くすべての飲料をいう。
- 2—5 この規格において「ウェットタイプベビー飲料」とは、密封容器に充填した液状または半固形状などのものをいう。
- 2—6 この規格において「ドライタイプベビー飲料」とは、水またはその他のものによって還元調製して摂食する粉末状、顆粒状、フレーク状、固形状などのものをいう。
- 2—7 この規格において「乳児」とは、1歳未満の児をいい、また「幼児」とは、生後1歳から1歳6ヶ月頃までの児をいう。
- 2—8 この規格において「摂食時」とは、そのままもしくは製品の表示の方法に従って調製し、乳児および幼児が飲用できるようにした状態をいう。

3. 品質

医学・栄養学的見地からみて、物性面・栄養面が配慮され、乳児および幼児が摂食するに適したものであること。

3—1 ナトリウム

摂食時におけるナトリウム含量は、別に定める試験法により試験したとき、100g当たり100mg以下であること。ただし、イオン飲料以外のベビー飲料への食塩の添加は認めない。

3—2 浸透圧

離乳開始前に与えるベビー飲料の浸透圧は、別に定める試験法により試験したとき、摂食時において、300mOsm/L以下を目安とする。

3—3 カフェイン量

乳幼児の発育時期に配慮して、低減に努めること。

同種の製品(乳幼児向けを除く)よりも低い量としなければならない。

3—4 エネルギー量

対象月齢が2カ月未満の製品にあっては、100gもしくは100ml当たりのエネルギー量を5kcal未満にしなければならない。(ただし、ドライタイプの茶系飲料は除く。)

4. 賞味期間

製品の賞味期間は表1の期間を上限とする。

表1 ベビー飲料の容器包装製造形態別賞味期間

容器包装製造形態	賞味期間(上限)
ウエットタイプ ベビー飲料	瓶詰 2年
	ペットボトル 1年
	紙容器 1年
	その他の容器 1年6カ月
ドライタイプベビー飲料	1年6カ月

5. 衛生

原料は鮮度その他の品質が良好で衛生的なものを使用し、かつ食品衛生上危害の原因となる物質の混入防止につとめる。製品の製造、加工、包装および保管は、各過程の衛生的な管理につとめ、容器は清潔で衛生的なものを使用しなければならない。

5-1 微生物

製品中の微生物は別に定める試験法により試験したとき、次の基準に適合するものであること。

ただし、食用で乳児および幼児の健康に寄与するところの微生物を供する製品で、この旨を表示するものにあっては、一般生菌数はこの限りではない。

1) ドライタイプベビー飲料の微生物基準

ドライタイプベビー飲料の微生物基準は以下の通りとする。

一般生菌数：1,000個／g以下(野菜、穀類、茶葉を原料とするものは3,000個／g以下)

大腸菌群：陰性

サルモネラ：陰性(卵類を含むものに限る)

黄色ブドウ球菌：陰性

かび・酵母：300個／g以下

2) ウエットタイプベビー飲料の微生物基準

食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○清涼飲料水に該当するものは、大腸菌群が陰性でなければならない。

上記以外のものにあっては、食品、添加物等の規格基準、第一食品の部、D各条の項の○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格で定められた恒温試験において異常がないこと。

5-2 重金属等

製品中の重金属等は「ウエットタイプベビー飲料」および標準濃度に調製した「ドライタイプベビー飲料」について別に定める試験法により試験したとき、それぞれ次の基準に適合すること。

ヒ素 : 0.2 ppm 以下
鉛 : 0.1 ppm 以下
スズ : 10 ppm 以下
カドミウム : 0.1 ppm 以下
PCB : 0.01 ppm 以下

- 1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。
- 2) 食品衛生法等法規に規定されている場合にはそれを遵守する。
- 3) 上記以外の汚染物質については必要に応じ調査検討する。

5-3 残留農薬および動物用医薬品

製品中の残留農薬および動物用医薬品は、食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部A食品一般の成分規格5～11の各号に適合していること。

5-4 硝酸態窒素

対象月齢3ヵ月以前(4ヵ月未満)の製品については、摂食時50mg/kg(硝酸イオンとして)以下を目安とする。

5-5 外因性内分泌かく乱化学物質

- 1) ビスフェノールA

製品のビスフェノールA含量は、摂食時の状態で、5 ppb以下とする。

- 2) その他

ノニルフェノール等の外因性内分泌かく乱化学物質の低減に努める。

5-6 放射性物質

製品中の放射性セシウム(含量)は、食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部A食品一般の成分規格12の表の第1欄に規定するミネラルウォーター類、原料に茶を含む清涼飲料水並びに飲用に供する茶に該当するものは10ベクレル/kg以下、それ以外のベビー飲料は50ベクレル/kg以下とする。

5-7 かび毒(マイコトキシン)

- 1) ベビー飲料の原材料に使用するりんごにあっては、りんごに含まれるパツリンの含有量は0.050 ppm以下とする。
- 2) ベビー飲料の原材料に使用するトウモロコシにあっては、トウモロコシに含まれるフモニンは1 ppm以下とする。

6. 原 料

原料は発育時期に合わせた栄養補給、アレルゲン性等を考慮した種類であって、衛生的であること。

6-1 遺伝子組換え食品

食品表示基準別表17に示された食品については、IPハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。また、別表16の対象農産物から作られる原材料であつて、別表17以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。

6－2 はちみつ

乳児が摂食するベビー飲料には、はちみつを使用してはならない。

7. 食品添加物

食品添加物の使用は必要不可欠な場合に限り、最小限とする。使用できる食品添加物は「ベビー飲料添加物リスト」で定める。ただし加工助剤およびキャリーオーバーに該当するものはこの限りではない。

II. ベビー飲料の製品試験法

製品試験法は以下に示す方法を原則とする。

ただし、公的な試験法が無い項目および、新たな分析技術があるものについては、科学的に妥当と認められる分析法を用いても差し支えない。

1. 栄養成分等の分析方法

1-1 栄養成分

「食品表示について(平成27年3月30日消食表第139号)別添 栄養成分等の分析方法等」に準拠する。

1-2 栄養成分以外の測定項目

1) 浸透圧

第17次改正日本薬局方に収載の「浸透圧測定法」を準用する。

2) カフェイン

「日本食品標準成分表2015年版(七訂)分析マニュアル：45. カフェイン」の項を準用する。

2. 微生物の試験方法

2-1 ドライタイプベビー飲料

1) 試料の調製

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第1章 総論 6 微生物試験における検体の取り扱い 9. 試料の調整」を準用する。

2) 一般生菌数(標準平板菌数)

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第2章 細菌 2 衛生指標菌 1. 細菌数(1)公定法① 生菌数測定法」を準用する。

3) 大腸菌群

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第2章 細菌 2 衛生指標菌 3. 大腸菌群、糞便系大腸菌群、大腸菌」を準用する。

4) 黄色ブドウ球菌

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第2章 細菌 8 黄色ブドウ球菌」を準用する。

5) サルモネラ

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第2章 細菌 4 サルモネラ」を準用する。

6) かび、酵母

「食品衛生検査指針：微生物編 II. 試験法 第3章 真菌 1 総論 3. 一般試験法」を準用する。

2-2 ウエットタイプベビー飲料

ウエットタイプベビー飲料にあって、清涼飲料水に該当するものは、「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第1食品の部、D各条の項○清涼飲料水「清涼飲料水の成分規格」」の方法を適用する。

上記に該当しないものは、「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準第1食品の部D各条の

項○容器包装詰加圧加熱殺菌食品の成分規格(1)恒温試験」を準用する。

3. 重金属等の試験方法

3-1 重金属(ヒ素、鉛、スズ、カドミウム)

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 1. 清涼飲料水中の鉛・カドミウム・ヒ素・スズ」の各項の方法を準用する。

3-2 PCB

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 8. ポリ塩化ビフェニル(PCB)」の方法を準用する。

4. 残留農薬の試験方法

「食品衛生検査指針：残留農薬編」の各項の方法を準用する。

5. 動物用医薬品の試験方法

「食品衛生検査指針：動物用医薬品・飼料添加物編」の各項の方法を準用する。

6. 硝酸態窒素の試験方法

水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年12月環境庁告示第59号)の別表1に掲げる方法(日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3または43.2.5)を準用する。

7. 外因性内分泌かく乱化学物質の試験方法

7-1 ビスフェノールA

東京都化学物質保健対策分科会 平成14年度第1回および平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。

7-2 ノニルフェノール

東京都化学物質保健対策分科会 平成15年度第2回報告で採用された試験法を準用する。

8. 放射性物質の試験方法

平成24年3月15日食安発0315第4号厚生労働省医薬食品安全部長通知「食品中の放射性物質の試験法について」を準用する。

9. かび毒(マイコトキシン)の試験方法

9-1 パツリン

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 5.マイコトキシン(7)パツリン」の方法を準用する。

9-2 フモニシン

「食品衛生検査指針：理化学編Ⅱ. 試験法 第6章 食品中の汚染物質および変質物 5.マイコトキシン(8)フモニシン」の方法を準用する。

III. ベビー飲料容器包装の品質規格

この規格は、ベビー飲料に用いる容器における衛生基準並びに強度基準を定めることにより、衛生面の安全性確保を目的とする。

1. ガラス製容器

1-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるガラス製容器の材質に適用する。

1-2 使用材質

使用材質は、日本ガラスびん協会の「ガラスびんの品質規格」に定められている基準に適合しなければならない。

1-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、1ガラス製、陶磁器製又はホウロウ引きの器具又は容器包装」の項を適用する。

2. ポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装

2-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるポリエチレンテレフタレート樹脂容器包装の材質に適用する。

2-2 使用材質

使用材質はポリエチレンテレフタレートとし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

2-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の7.ポリエチレンテレフタレートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

3. 紙容器包装

3-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる紙容器包装の材質に適用する。

3-2 使用材質

使用材質は紙、再生紙、合成樹脂加工紙とする。ただし内容物と接触する面の使用材質は、ポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

3-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹

脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

4. 合成樹脂製ラミネート容器包装

4-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる合成樹脂ラミネート容器包装の材質に適用する。

4-2 使用材質

使用材質は合成樹脂もしくは合成樹脂と金属箔を積層したものとする。ただし内容物と接触する面の使用材質はポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

4-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する合成樹脂について「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

5. アルミニウム製キャップ

5-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いるアルミニウム製キャップの材質に適用する。

5-2 使用材質

使用する材質にあっては以下の基準に従わなければならない。

- 1) 使用するアルミニウム合金板は「JIS-H4000」に示されるもの、あるいは同等以上のものとする。
- 2) キャップの気密性を得るためのライナー材の使用材質は、ポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物については「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。
- 3) キャップ内外面に施す塗装・印刷については、印刷インキ工業連合会が定める「印刷インキに関する自主規制(NL規制)」を遵守する。

5-3 衛生基準

内容物と接触する面に使用する塗装材の種類に応じて以下のいずれかの項を適用する。なお、浸出(溶出)条件については、日本キャップ協会が定める「食品用キャップに関する日本キャップ協会衛生基準(第3版)」を準用する。

- 1) 「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 2合成樹脂製の器具又は容器包装の(1)一般規格 2溶出試験、および(2)個別規格中の4. ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」
- 2) 「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格 4金属缶」

6. 合成樹脂製キャップ

6-1 適用の範囲

ベビー飲料に用いる合成樹脂製キャップの材質に適用する。

6-2 使用材質

使用材質はポリオレフィン系(ポリエチレン、ポリプロピレン)とし、その基ポリマーおよび添加物は「ポリオレフィン等衛生協議会自主基準」を準用する。

6-3 衛生基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、D器具若しくは容器包装又はこれらの原材料の材質別規格、2合成樹脂製の器具又は容器包装、(1)一般規格及び(2)個別規格中の4.ポリエチレン及びポリプロピレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装」の項を適用する。

浸出(溶出)条件については定められた溶液、温度にて倒立法により行うものとする。

7. 各容器包装の強度

7-1 適用の範囲

ウエットタイプベビー飲料に用いるすべての容器包装に適用する。

7-2 強度基準

「食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第3器具及び容器包装、E器具又は容器包装の用途別規格、2清涼飲料水の容器包装」の項を適用する。

IV. ベビー飲料の表示に関する自主基準

1. 目的

この自主基準(以下「基準」という)はベビー飲料の製造、販売に携わる事業者としての良識にもとづき、ベビー飲料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、もって公正な競争を確保することを目的とする。

2. 適用の範囲

この基準で「ベビー飲料」とは、製品規格の定義2－1から2－8に適合するものであって「ベビー飲料」である旨を表示したものをいう。

3. 必要な表示事項

ベビー飲料の製造、販売もしくは輸入を行う食品関連事業者がベビー飲料の容器または包装に表示すべき事項は、義務表示事項とその他の表示事項であり、それぞれ次の通りとする。

3－1 義務表示

下記の項目について、邦文をもって一般消費者が読みやすく、理解しやすい用語により、背景の色と対照的な色を用いて容器包装に表示する。

1) 名称または品名

食品表示基準別表第4の上欄に掲げる食品で同表中欄に表示事項として名称が規定されているものは同表下欄に掲げる名称を、それ以外の食品にあってはその内容を表す最も一般的な名称を表示する。ただし別表第5の上欄に掲げる食品以外は同表下欄に掲げる名称を使用することはできない。

2) 原材料名

使用した原材料(添加物を除く)を食品表示基準第3条第1項「原材料」の規定に従い表示する。

3) 添加物名

食品に含まれる添加物について、食品表示基準第3条第1項「添加物」の規定に従い表示する。

4) アレルゲン

食品表示基準別表第14に掲げる「特定原材料」、ならびに“食品表示について(平成27年3月30日消食表第139号)別添 アレルゲンを含む食品に関する表示”で指定される「特定原材料に準ずるもの」について、消費者にわかりやすく表示する。

5) 内容量

内容重量を表示するものはグラムもしくはキログラムの単位、内容体積を表示するものはミリリットルもしくはリットルの単位で、単位を明記して表示する。

6) 賞味期限

賞味期限である旨の文字を冠したその年月日を、年月日の順で表示する。ただし、賞味期間が3カ月を超えるものにあっては年月の表示で差し支えない。

7) 保存方法

食品・添加物等の規格基準により保存基準が定められている食品はその基準に従い、それ以

外の食品は食品の特性に従って表示する。ただし、常温以外の保存方法がないものにあっては省略することができる。

8) 原産国名(輸入品に限る)

原産国名を表示する。

9) 食品関連事業者の氏名または名称および住所

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所を表示する。

10) 製造所の所在地および製造者の氏名または名称

製造所の所在地および製造者の氏名または名称を、輸入品にあっては製造所の所在地に代えて輸入業者の営業所の所在地、製造者の氏名または名称に代えて輸入者の氏名または名称を表示する。

ただし、2以上の製造所において同一製品を製造する場合にあっては、製造所の所在地および製造者の氏名または名称に代えて製造所固有記号を使用することができる。

また食品関連事業者の住所または氏名もしくは名称が製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称と同一の場合は、製造所の所在地または製造者の氏名もしくは名称を省略することができる。

11) 乳児用規格適用食品である旨の表示

食品衛生法：食品、添加物等の規格基準、第一食品の部A食品一般の成分規格12の表の第1欄に規定するミネラルウォーター類、原料に茶を含む清涼飲料水並びに飲用に供する茶に該当するもの以外のベビー飲料にあっては「乳児用規格適用食品」の文字またはその旨を的確に示す文言を表示する。

12) 栄養成分表示

食品表示基準第3条第1項「栄養成分の量及び熱量」の規定に従い栄養成分量を表示する。表示する際の食品単位は、製品100g、100mlもしくは1パック当たりのいずれかを基本とする。

13) 個別の表示事項

食品表示基準別表第19の上欄に掲げる食品にあっては、中欄に掲げる表示事項を下欄に定める方法に従い表示する。

3-2 その他の表示

1) 商品名

食品の内容を分かりやすく表現した商品名を表示する。

2) 乳幼児用飲料を意味する文字

「ベビー飲料」と表示すること。ただし社名等を冠した「〇〇ベビー飲料」と表示してもよい。

3) 製品特徴

製品の特徴を分かり易く表示する。なお、不当景品類及び不当表示防止法等で規定される優良誤認の恐れがないように記載されなければならない。

4) 使用方法および使用上の注意

摂取または保存方法に関し、特に注意を必要とするものについては、その注意事項、開封後の取り扱い、飲ませ方等を表示する。喫食の際、希釈等を行う必要のあるものについてはその

方法を説明する。

なお、公正競争規約のある品目は、それに従って表示する。

開封後の取扱いとその保存方法については、品目に応じて具体的に説明する。

5) 一回分の目安量

必要に応じ、離乳の進行状況に応じた適切な利用方法および一回分の目安量を表示する。

6) 対象時期

「○ヵ月頃から」等と対象月齢を表示する。

7) 消費者の質問の照会先

消費者の質問に対応する機関を社内に設け、その連絡先を明記する。

8) 容器包装識別表示

別に定める「容器包装識別表示ガイドライン」に従う。

9) 警告表示

その製品の使用、取扱いなどで、消費者に危害を与える恐れ等がある場合は、品目毎に別に定める必要な表示を記載する。

10) 母乳促進に関する文言

製品が、授乳の妨げとなる使用の恐れがある場合は、適切な使用方法と授乳の妨げにならないよう、その注意を惹起する文言を記載する。

4. 不当表示、不当広告の禁止

食品関連事業者は、ベビー飲料に関する容器、包装、説明書、チラシ、ポスター、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、看板、ホームページ等による広告により、以下の表示をしてはならない。

- 1) 「2. 適用の範囲」の内容に合致しない製品については、ベビー飲料であるかのような表示をすること。
- 2) 当該商品の内容が実際のものよりも著しく優良であると、一般消費者に誤認される恐れがある表示をすること。
- 3) 他の事業者またはその製品を中傷し誹謗するような表示をすること。

5. 商品名の表示基準

製造業者等は、商品名に果実、野菜のうち特定の原材料名を表示する場合は以下の基準に従う。

- 5-1 イオン飲料および茶製品を除く、果実・野菜成分を含むドライタイプ製品にあっては、果汁固形分〇〇%、野菜固形分△△%、無果汁等と製品中の果汁・野菜等の含有率を明記する。
- 5-2 含有率は表2に示す大きさの文字で見やすく明瞭に商品名に近接して表示する。

表2 含有率表示文字の大きさ

商品名文字の大きさ	併記文字の大きさ
18ポイント未満	8ポイント以上
18ポイント以上42ポイント未満	10ポイント以上
42ポイント以上	12ポイント以上

編纂委員名簿

的場 梨恵	アサヒグループ食品株式会社
齋藤 主	同上
山口 剛	江崎グリコ株式会社
磯野 義和	キユーピー株式会社
白男川 太一	同上
渡辺 貴之	同上
加藤 敬子	ピジョン株式会社
安部 泰弘	同上
小山 貴広	森永乳業株式会社
柴内 敬子	雪印ビーンスターク株式会社
園田 祥之	同上

ベビー飲料自主規格初版

平成20年11月1日 初版発行
平成30年1月25日 第Ⅱ版発行

編集兼発行者 日本ベビーフード協議会
印 刷 所 有限会社 モリサワ印刷

不許
複製

発行所

〒101-0042
東京都千代田区神田東松下町10-2 翔和神田ビル3階
日本缶詰びん詰レトルト食品協会内

日本ベビーフード協議会